

# 令和7年度公共事業再評価調書の要旨及び再評価調書の概要

## ・評価範囲、評価基準

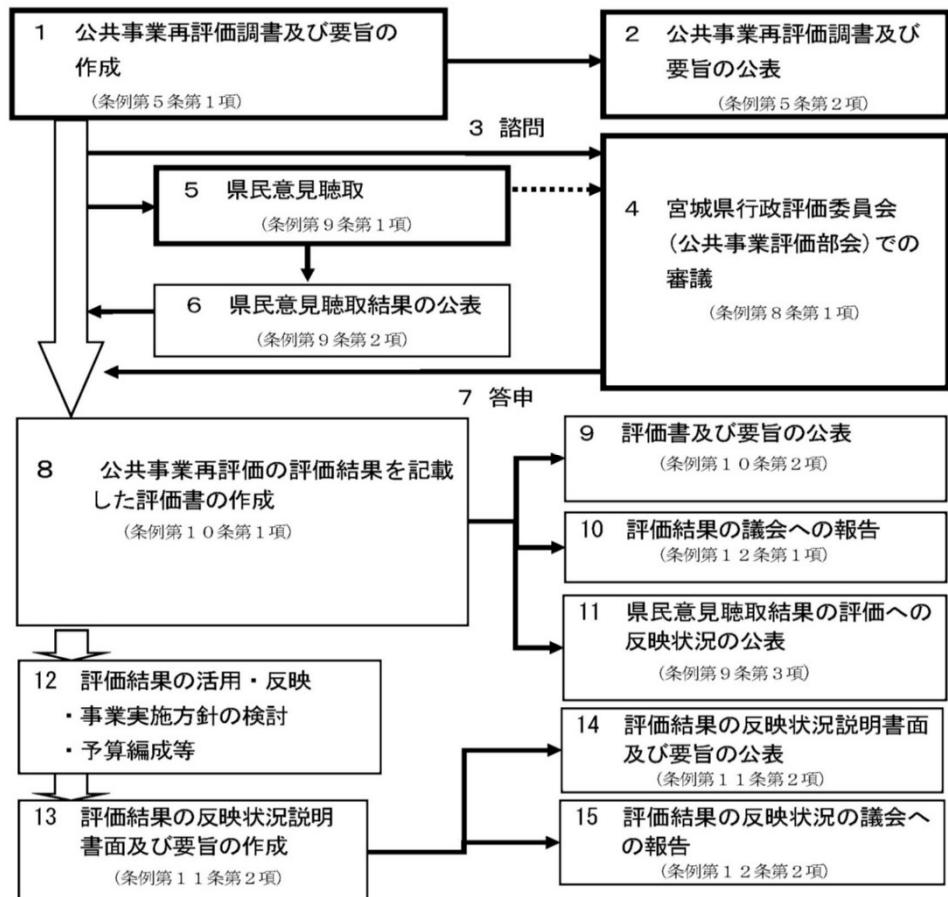
県が事業主体である公共事業のうち、5年度以内に未着工の事業、事業着手年度から起算して10年度以内に完了が見込まれない事業、前回評価から5年度以内に未完了の事業、5年度以内に未着手の事業（地域高規格道路事業及びダム事業に限る）、社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業について、事業の経費の縮減、事業の経費に対する効果の比率が適正であること等を基準として、事業継続の妥当性の再検討を行う。

※災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除く。

※休止中の事業については、事業を再開する場合に公共事業再評価を行う。

※評価範囲と評価基準は5つずつ設けられている。

## ・公共事業再評価のフロー図



## ・公共事業再評価の対象事業

### 【土木部】

- ①一般国道286号支倉道路改良事業
- ②出来川総合流域防災事業
- ③洞堀川総合流域防災事業

## ・今後のスケジュール

時期	内容
R7.8月上旬	行政評価委員会への諮問、評価調書公表、パブリックコメントの実施
R7.8月下旬～R7.11月	第1回～第3回公共事業評価部会
R7.12月	答申
R8.1月下旬	評価書の決定
R8.2月中旬	評価結果、評価結果反映状況を2月定例議会へ報告

# 令和7年度公共事業再評価調書の要旨及び再評価調書の概要

## ○事業位置図



# 令和7年度公共事業再評価調書の要旨及び再評価調書の概要

## ○再評価の概要

### ・事業名

一般国道286号支倉道路改良事業

### ・事業目的

一般国道286号は、宮城県仙台市青葉区を起点とし、柴田郡川崎町を経由し、山形県山形市に至る約65km（内宮城県内延長約34km）の幹線道路であり、第1次緊急輸送道路に指定されている。当該工区は、急峻な地形に沿った道路であり、幅員狭隘、線形不良など道路構造上の課題がある現道となっており、安全な通行に支障を来しているため、バイパスによる線形改良により、安全で円滑な交通の確保を図るものである。

### ・事業の経緯及び再評価の理由

平成28年度	新規事業着手
令和元年度	用地買収着手
令和 2年度	工事着手
令和 7年度	事業再評価実施

※今回の再評価の理由は、事業着手年度から起算して10年度以内に完了が見込まれないため。

### ・事業内容

(国) 286号 支倉道路改良事業	採択時 (H28年度)	今回評価時 (R7年度)	増減等
延 長	L=1.3km	L=1.3km	変更無し
計 画 幅 員	W=6.5(12)m	W=6.5(12)m	変更無し
規 模	3種2級 (2車線)	3種2級 (2車線)	変更無し
設 計 速 度	60km/h	60km/h	変更無し

### ・事業期間

平成28年度～令和11年度（変更なし）

### ・進捗率

35.5%（令和6年度末時点）

### ・事業費

（採択時）約39.6億円 ⇒ **（今回）約55.7億円** (+約16.1億円)

### ・事業費の変更内容

(社会的要因の変化) 物価変動や消費税率改定に伴う増	<b>【14.8億円の増】</b>
(計画内容の変更) 現場条件の変更に伴う増	<b>【1.3億円の増】</b>

### ・費用対効果

費用便益比(B/C)：（採択時）なし ⇒ **（今回）1.08**

※事業着手時の前年度に行う事業箇所評価が震災以降休止していた為、事業着手時のB/Cは算出していない。

### ・対応方針(案)

**事業継続**

# 令和7年度公共事業再評価調書の要旨及び再評価調書の概要

事業名：一般国道286号支倉道路改良事業

社会的要因の変化【物価変動や消費税率改定などに伴う増額】 +14.8億円

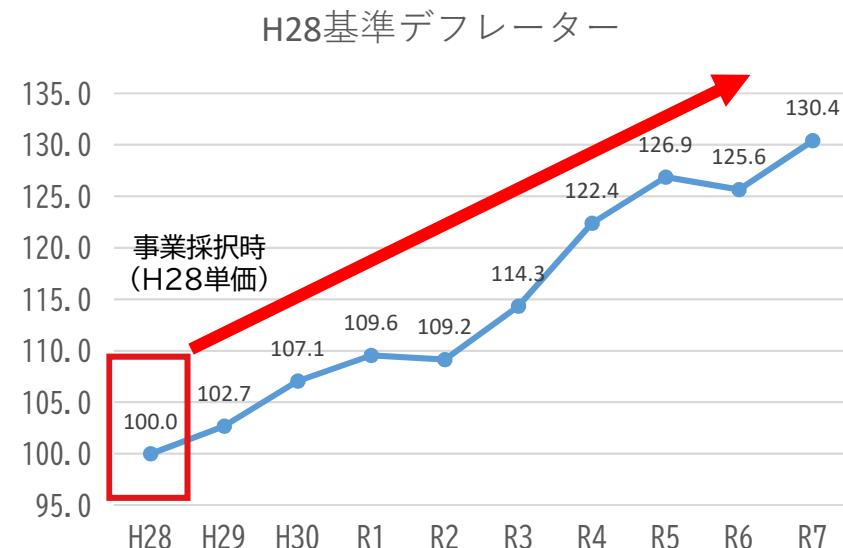
事業採択時からの物価変動や消費税率改定等により、事業費が増額したもの。

○物価変動(労務や資機材等の単価上昇)による増  
+11.9億円

○消費税率の改定による増  
+1.0億円

【参考】建設工事デフレーター  
推移グラフ(H28～R7)

※事業採択時(H28単価)を100%として算出



事業採択時(H28年)は消費税率が8%であったが、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げ。

○働き方改革にかかる諸経費率上昇に伴う増  
+1.9億円

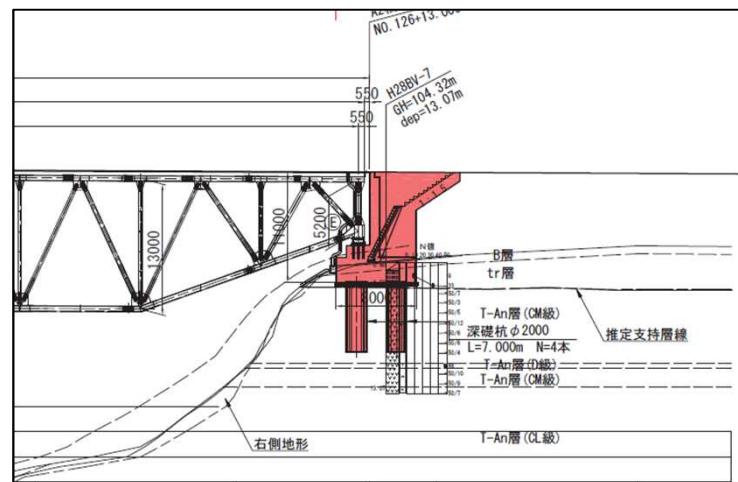
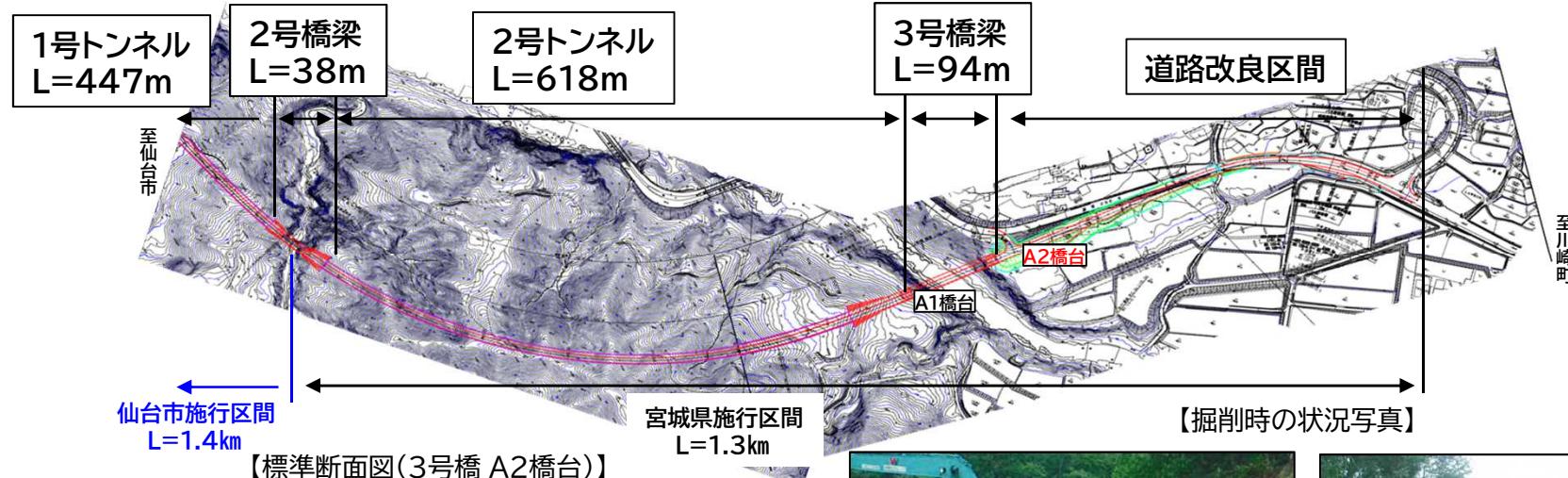
宮城県において、建設産業の若手技術者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっていることから、建設現場では、週休2日の確保を行うことによる就労環境の改善を図るため、令和6年度から“工期全休の週休2日”が標準化されたことに伴い、諸経費率が増えたもの。

# 令和7年度公共事業再評価調書の要旨及び再評価調書の概要

事業名：一般国道286号支倉道路改良事業

計画内容の変更【現場条件の変更に伴う増額】 +1.3億円

(仮) 3号橋A2橋台の工事用道路及びA2橋台下部工基礎の深礎杭の施工を実施したところ、岩塊及び玉石が多数発生したことから、発生した岩塊及び玉石について、破碎及び運搬により、事業費が増額したもの。



	当初	変更	増減
岩塊等掘削破碎	0m <sup>3</sup>	3,900m <sup>3</sup>	+3,900m <sup>3</sup>
岩塊等運搬処分	0m <sup>3</sup>	3,900m <sup>3</sup>	+3,900m <sup>3</sup>

○発生した岩塊及び玉石の破碎・運搬による増

+1.3億円

# 令和7年度公共事業再評価調書の要旨及び再評価調書の概要

## ○再評価の概要

### ・事業名

出来川総合流域防災事業

### ・事業目的

出来川は、下流部は国営農業水利事業、上流部は局部改良事業により改修されているものの、流下能力が低く、瘦堤となっているため、大雨洪水時には漏水、天端越水等により沿川では浸水被害が頻発している。このため、引堤嵩上げ等により堤防強化、流下能力を確保し、沿川の治水安全度の向上を図るものである。

### ・事業の経緯及び再評価の理由

昭和63年度	新規事業採択
昭和63年度	工事着手
平成10年度	事業再評価実施
平成15年度	事業再々評価実施
平成20年度	事業再々評価実施
平成21年度	北上川水系江合川(1)圏域河川整備計画策定
平成23年度	東日本大震災 ※
令和7年度	事業再々評価実施

※今回の再々評価の理由は、再評価実施の翌年度(平成21年度)から起算して5年度(平成25年度)以内に完了が見込まれないため。なお、東日本大震災の影響により平成23年度から令和3年度まで公共事業再評価を中止していたため、本年度での評価を予定している。

### ・事業内容

出来川	前回評価時 (H20年度)	今回評価時 (R7年度)	増減等
河川改修延長	L=6,330m	L=6,330m	-
築堤	378,000m <sup>3</sup>	378,000m <sup>3</sup>	-
掘削	189,000m <sup>3</sup>	189,000m <sup>3</sup>	-
護岸	12,700m <sup>2</sup>	12,700m <sup>2</sup>	
その他	道路橋3橋 サイフォン等	道路橋3橋 サイフォン等	-

### ・事業期間

昭和63年度～令和30年度（前回評価時から+20年）

#### (事業期間延伸理由)

当該事業区間の地盤は軟弱であり、地盤強度確保のための施工に時間を要することから令和30年度まで延伸するもの

### ・進捗率

46.1%（令和6年度末時点）

### ・事業費

(前回)約75.8億円 ⇒ (今回) 約95.3億円 (+約19.5億円)

### ・事業費の変更内容

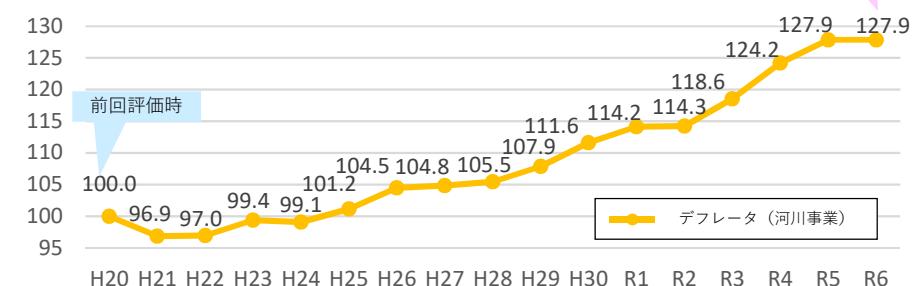
#### (社会的要因の変化)

労務・物価上昇に伴う増額【約14.9億円の増】

消費税率の変更に伴う増額【約2.2億円の増】

働き方改革に掛かる諸経費率上昇に伴う増額【約2.4億円の増】

### 労務・物価上昇に伴う全体事業費の増額



### ・費用対効果

費用便益比(B/C)：(前回) 4.44 ⇒ (今回) 9.96

#### (変動要因)

治水経済マニュアル改定に伴う被害額算定方法の変更  
氾濫解析の地形データ精度向上

### ・対応方針(案)

事業継続

# 令和7年度公共事業再評価調書の要旨及び再評価調書の概要

## ○再評価の概要

### ・事業名

洞堀川総合流域防災事業

### ・事業目的

洞堀川は河積が小さく流下能力が低いため、洪水時には流域で越水し、耕地及び家屋の浸水被害が発生している。このため土地区画整理事業と併せて、未改修部分の蛇行修正と築堤及び河積の拡大により、大和町の中心市街地である吉岡地区の治水安全度向上を図るものである。

### ・事業の経緯及び再評価の理由

平成 2年度	工事着手
平成11年度	事業再評価実施
平成16年度	事業再々評価実施
平成21年度	事業再々評価実施
平成23年度	東日本大震災 ※
令和 2年度	鳴瀬川水系河川整備計画（第3回変更）
令和 7年度	事業再々評価実施

※今回の再々評価の理由は、前回の再々評価実施の翌年度(平成22年度)から起算して5年度以内(平成26年度)に完了が見込まれないため。なお、東日本大震災の影響により平成23年度から令和3年度まで公共事業再評価を中止していたため、本年度での評価を予定している。

### ・事業内容

洞堀川	前回評価時 (H21年度)	今回評価時 (R7年度)	増減等
河川改修延長	L=2,725m	L=2,725m	-
築 堤	8,000m <sup>3</sup>	8,000m <sup>3</sup>	-
掘 削	130,000m <sup>3</sup>	130,000m <sup>3</sup>	-
そ の 他	橋梁11橋、 樋門・樋管18ヶ所	橋梁11橋、 樋門・樋管18ヶ所	-

### ・事業期間

平成2年度～令和20年度（前回評価時から+10年）

#### (事業期間延伸理由)

事業採択から現事業の進捗状況を勘案し、令和20年度まで延伸するもの。

### ・進捗率

61.5%（令和6年度末時点）

### ・事業費

(前回) 約19.5億円 ⇒ (今回) 約24.1億円 (+約4.6億円)

### ・事業費の変更内容

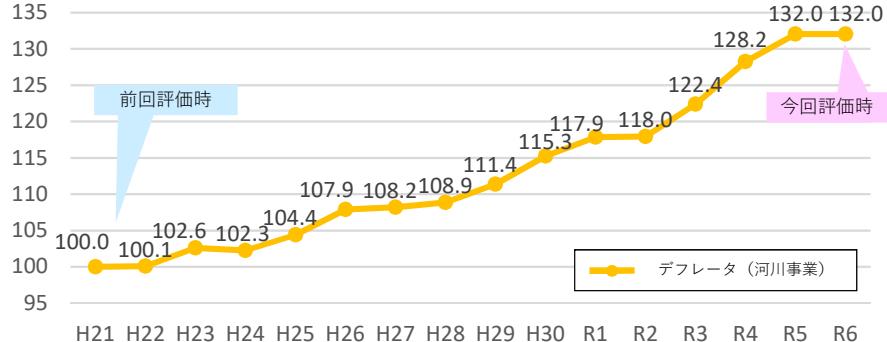
#### (社会的要因の変化)

労務・物価上昇に伴う増額【約3.9億円の増】

消費税率の変更に伴う増額【約0.3億円の増】

働き方改革に掛かる諸経費率上昇に伴う増額【約0.4億円の増】

#### 労務・物価上昇に伴う全体事業費の増額



### ・費用対効果

費用便益比(B/C)：(前回) 6.42 ⇒ (今回) 13.04

#### (変動要因)

治水経済マニュアル改定に伴う被害額算定方法の変更  
氾濫解析の地形データ精度向上

### ・対応方針(案)

事業継続

# 令和7年度公共事業再評価調書の要旨及び再評価調書の概要

事業名：出来川総合流域防災事業及び洞堀川総合流域防災事業

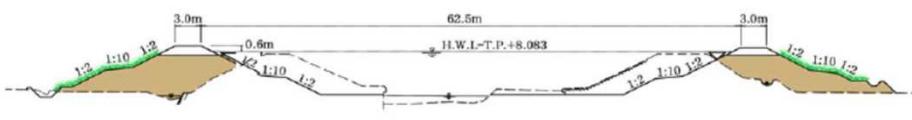
## 計画内容の変更【無し】



全体平面図



出来川



----- : 現況横断図  
—— : 計画横断図

(※ : H.W.Lは従前の標準高を使用)

図-11 標準横断図 (明治水門から1.8km)



図-1 河川整備計画の対象区間 (知事管理区間)

## 洞堀川

